

7月の営農技術対策

訂正表

第1 水稻

○ 3頁 7 病虫害防除 (1) いもち病

(1) いもち病

代かき後に畦畔にあげた前年の残渣や取り置き苗は、いもち病の伝染源になるため、速やかに水田内から搬出し適切に処分する。

また、過度な窒素質肥料の追肥は、いもち病の発生を助長するため行わない。

~~道南農試予察田（病原菌接種）において平年より1ヶ月早い6月15日に初発が確認された。~~北海道病虫害防除所の「BLASTAM」を活用し、ほ場観察を行って早期発見に努め、葉いもち病斑を確認した場合には速やかに防除する（図4）。また、ここ数年「BLASTAM」による感染好適条件が6月下旬から7月上旬に全道各地で出現している。昨年発生が見られた水田や常発地帯では、早めのは場観察を励行するとともに、必要に応じて水面施用粒剤による予防的防除を行う。

北海道ではQoI剤（アズキシストロビン剤、メトミノストロビン剤）の耐性菌が確認されていないものの、耐性菌発生リスクが高いため以下の注意事項を厳守する。①使用は年1回とする、②体系防除を行う場合は系統の異なる薬剤と組み合わせる、③採種ほの使用は避ける、④規定量の処理を行う。

第3 ばれいしょ

○ 9頁 2 病虫害防除 (1) 疫病

(1) 疫病

北海道病虫害防除所のばれいしょ疫病初発予測「FLABS」（<http://www.agri.hro.or.jp/boujoshou/>）では、6月21日時点で全道25地点中10地点が既に危険期到達期に達している。~~おり、このうち6地点では2002年以降最も早く基準日に達し、早期発生のおそれがある（北海道病虫害防除所6月26日付け注意報第2号発表）。~~本病は初発後急激に病勢が進展し、発病後の防除開始では十分な効果を得ることが難しいため、天候の変化に注意するとともにほ場観察に努め、薬剤の散布開始が遅れないようにする。